

土地所有・耕作耕地移動における 部落と「家」

——改革前、庄内平坦村の場合——

大場 正 巳

一 この稿は、山形県庄内平坦一部落の、明治初期以降改革前にかけての土地所有・耕作耕地保有、移動の間に生起する部落、「家」の諸作用、諸関係をみきわめようと試みたものである。

いうまでもなく庄内農業は、巨大地主本間家を頂点とする地主的土地所有の支配的な地帯として、改革前（昭和一三年）その小作地率は五七%にも達し、小作、自作農など直接に地主的土地所有の支配下にあつた農家割合は八六%にも達していた。

他方、これら地主主導のもとでの土地改良や技術導入と、一農家平均一・六ヘクタール（平坦部二ヘクタール余）の耕作規模のうえに高位生産力を形成し、農家の小作料支払い後の米把握量＝販売量は他の地域をはるかに抜くものであった。

◆ノット◆ 土地所有・耕作耕地移動における部落と「家」

こうした庄内農業・農民は、地主制支配のもとで、日本資本主義の再生産構造の一環としてその中にとりこまれてくる。したがってそこでは地主制の、資本主義の支配、滲透の濃淡によってそれに照応した小農民の分化、分解が進行したと理解しなければならぬであろう。

しかしながらわれわれがこれまでかなりの期間、現地の各農民層に接してきた印象からすると、それらの論理のみによって、その存在を理解するにはある種の割り切れなさを感ずることが少なくない。

そこで、ここではむしろそうした地主制、資本主義の滲透にともなう諸作用の側面を「捨象」し、直接に生産を担う農民、その農民が存続する、あるいは維持存続せしめられていく「ある種の独自のな力」を、土地所有・耕作耕地保有、移動の間に働く農民＝農家の諸動向のなかに把握しようというのである。この家と家との関係は一定地域を限って強くあらわれる。それがいわゆる「部落」であることはもういうまでもなからう。

以下の報告は部落資料と実態調査を通して、この「独自のな力」が農民各層のあり方をどう規定してきたか、それが時代の推移とともにどう変化したか、その時代的变化は何に対応するものとしてそうなのか。そしてそもそもこの「独自のな力」とは何なのか、を追求することにある。

しかしなお調査は継続中であり、試論の域を出ていない。調査地は飽海郡本桶村（現酒田市）豊原部落である。

二 『明治一一年九月刻成 山形県一覽全図 佐藤周蔵製』によれば、当時豊原部落の総戸数は二三戸、人口一三七人となる。昭和三〇年農業センサスによる部落農家戸数とこれを、周辺部落をも含めて比較すると次のようである。

本桶部落一五七→一三七戸、城輪^{（現酒田市）}四一→一三七戸、庭田四一→一三七戸、豊川五三→四六戸、そして豊原部落二三→一九戸（四七年現在豊原部落の総戸数は二三戸。なおここで直接考察の対象としたのは明治、大正期離村農家をも含めて二一戸で、戦後分家農家、非農家を除いている）。

庄内平坦村落をとってみれば、明治初期以降最近まで、およそこのように総戸数ないし農家戸数には大きな変化はなかったとみてよい。

ところでこの豊原部落の農家各戸について、それぞれの家の歴史の概略を、この明治初期にまでさかのぼって追跡することができる。

農家の歴史というとき、土地所有、耕作の歴史を一つの主要な内容とする。前者については豊原部落所蔵の明治期・昭和初期にかけての教冊の『地価帳』——明治九年については一筆毎

面積記載、二一、二九年については田畑宅地反別、地価金記載——によってこれを把握することが可能であり、この反別、地価金の年次毎移動を通して所有移動をほぼ筆毎に追跡することができる——但しこれは大字豊原部落領域内についてのみである。総所有については後述——。

そしてこの所有反別、地価金とこれの移動に幾つかの類推を加え、他の若干の資料をあわせて各農家の耕作耕地の歴史をもほぼおさえることができる（なお、これら諸資料については表注参照）。

以下の叙述は次の順序である。まず第一は豊原部落創成から明治末までの各農家の土地所有・耕作耕地保有、移動を総体として、厳密な意味ではないが所有規模、経営規模の推移のなかにみている。

ここでは部落、「家」間の、とくに耕作耕地保有移動に働く「独自のな力」をかなり明瞭に指摘できるように思われる。

ついで第二に、うえの所有、経営規模の変化を指標として部落農家を類型区分し、そのなから各一戸を選んで明治初期以降昭和一五年までの土地所有、耕作耕地保有、移動の一筆毎の動きを追跡している。

その明治期の追跡は第一の部分の考察を補い、それ以降は新しい事態に対応する農家の土地所有、保有の動きを示すという

ようにである。

そして第三に、これらの動きを総括し、農地改革までも一応その視野のうちに置き、問題を提起する、というようである。

三 豊原部落は合併部落である。旧藩時代は二つの村、福升村、二ツ柳村であった。もっとさかのばればこの二ツ柳村は蓬田村、二ツ柳村とに分かれていた。

この福升、二ツ柳村の合併は明治九年三／八月のことである。こうした旧村合併は豊原部落だけのことではない。少なくとも庄内一円についてはそうであった（飽海郡については『飽海郡史』巻一、東田川郡については例えば旧泉村町屋部落は町田村、田屋村の合併部落である）。

この旧村合併の経緯は明らかでない。地租改正等明治維新の諸制度改革のもとで、制度的に上からおしつけられたものであったのだらう。例えばこの合併にさいして両村が各々保持してきた社地（敷地、田）を、一村一社ということで福升村の氏神新山神社をこれにあてる、という強引さをそれはもっていた。

このように両村は氏神を異にし、同族を違え、村境によって画されていた。これらの諸事情は、両村農家の生産、生活など総じて社会経済的諸関係に一定の差異をあたえ、それが合併当初農家間の土地所有、耕作面積の差等として現われたとしても

不思議ではない。

この旧村別農家の土地所有、耕作面積（単純化のために畑、宅地等を除外した、以下の考察でも同じ）の動きを示したのが第一表である。

そこでは慶応三年の水帳にまで遡っているが、それによると当時各農家の土地保有面積はほぼ相似たものであった。このことはある時点では、この両村農家の各戸は、ほぼ一町歩、一〇石の本百姓基準に立つ農家によって構成されていたことを示すものではなからうか——但し福升村に一戸、地租改正時点で無所有の家がある。この家も寛文九年水帳では二〇歩の田、そして元禄八年には二〇歩の畑返しによって、慶応三年には一畝一〇歩の田を保有したが、これ以降無所有、不耕作であったとみられることから、ここではさきのように除外している。明治、大正期この家の生業は葦師等雑業——。

しかし以上は、いわゆる田畑永代売買禁止のもとでの、公的な帳付け上のことである。これが地租改正時、明治九年地価帳ではすでにその土地所有において農家間かなりの開差を示している。

それは一つには水帳への貼紙によってその事実が知られるのだが、幕末期土地移動の一つの主要な形であった賃入れが多数記録されていること、あるいはこれの請返しができずに質流れ

第1表 豊原部落農家の田所有・耕作面積

(単位:反)

農家 番号	慶応 3年 保有	明治 9年 所有	明治40年所有			耕作面積		昭和8年所有 耕 作 面 積				昭和22年所有 耕 作 面 積				
			部落 内	部落 外	計	明治 35年	38年	自作	小作	計	貸付	自作	小作	計	貸付	
福 升 村	①	10.707	1.703	—	—	15.7	19.6	—	0.7	0.7	—	2.6	5.4	8.0	—	
	②	16.616	17.927	17.1	4.3	21.4	27.5	27.7	—	8.5	8.5	—	1.0	23.8	24.8	—
	③	7.922	18.106	10.9	—	10.9	17.9	18.0	—	?	?	—	0.7	8.6	9.3	—
	④	9.019	9.207	4.3	—	4.3	5.9	5.3	0.2	13.0	13.2	—	0.2	15.6	15.8	—
	⑤	12.603	5.022	—	—	—	11.8	14.3	0.4	12.6	13.0	—	4.4	9.0	13.4	—
	⑥	7.219	5.021	5.1	—	5.1	10.5	11.5	6.0	13.0	19.0	—	9.4	14.4	23.8	—
	⑦	11.416	11.629	11.9	3.3	15.2	15.9	16.4	21.7	1.0	22.7	—	23.4	2.3	25.7	—
	⑧	4.503	4.521	4.6	4.1	8.7	11.7	11.8	8.0	11.8	19.8	—	8.3	11.4	19.7	—
	⑨	2.816	2.807	—	—	—	—	—	3.0	20.0	23.0	—	0.2	26.0	26.2	—
	⑩	7.910	5.021	5.1	8.8	13.9	11.4	11.4	7.0	30.0	37.0	—	4.3	32.5	36.8	3.4
	⑪ (明治11年 分家新設)	—	—	8.8	2.2	11.0	14.0	15.1	15.0	18.0	33.0	10.0	14.4	20.0	34.4	12.9
	⑫ (明治17年 離村)	9.311	14.719	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	100.322	95.103	67.8	22.7	90.5	142.3	151.1	61.3	128.6	189.9	10.0	68.9	169.0	237.9	16.3
二 ッ 柳 村	⑬	10.517	7.612	7.6	—	7.6	28.9	28.8	8.0	42.0	50.0	9.6	15.1	32.4	47.5	3.6
	⑭	9.402	16.300	21.8	16.5	38.3	32.2	32.7	38.0	0.2	38.2	5.0	28.1	5.0	33.1	10.0
	⑮	19.600	17.905	13.0	0.3	13.3	23.0	27.3	13.0	35.0	48.0	—	22.2	18.8	41.0	5.1
	⑯	8.312	17.015	21.3	18.2	39.5	35.3	35.7	36.7	8.3	45.0	13.5	27.4	2.0	29.4	24.8
	⑰	11.127	10.721	10.1	1.8	11.9	19.7	19.9	0.5	13.0	13.5	—	0.6	17.3	17.9	—
	⑱	7.602	8.907	—	—	—	21.1	21.4	0.6	7.5	8.1	—	0.6	9.7	10.3	—
	㉔	6.720	18.507	7.4	—	7.4	31.4	29.3	—	30.0	30.0	—	9.9	22.4	32.3	—
	㉕ (明治42年 離村)	15.426	27.024	21.0	7.5	28.5	48.2	40.3	—	—	—	—	—	—	—	—
	㉖ (明治11年 離農)	10.528	12.310	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	羽黒 神領 計	22.213	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	121.727	136.511	102.2	44.3	146.5	239.8	235.4	96.8	136.0	232.8	28.1	103.9	107.6	211.5	43.5	

注: 慶応3年は「水帳」, 明治9年は「地価帳」, 但し明治40年面積は地価金により算出したもの。明治35, 38年耕作面積は「苗代位置選定届」, 昭和8年は「所得調査原簿」, 昭和22年はセンサス。センサスを除きいずれも部落資料。

したそれが、地租改正で所有者が確定されたであろうこと、そして第二は、上掲表にも示したように二ツ柳村には社寺領＝羽黒神領が所在したことである。

この羽黒神領（東田川郡羽黒町所在）が、遠くこの二ツ柳村に存在したことの理由は明らかではない。しかしこれが明治五年の社寺領払下げ通達によって事実上の所有者＝耕作者——これも確定していかないのだが上掲表②、⑩、⑬、⑮農家などか——によって分割所有されたこと、またあるいはこの社領が、庄内藩の貢租が「免六ツ二分七厘」であったのに対し、ここでは「五ツ」であったことにより蓄積上に一定の差をもった、などがあげられよう。

これを両村農家の土地所有面積の対比においてみると、福升村では慶応三年水帳面積での一一戸（①）⑩、⑮農家）平均が九・二反であったのに明治九年には七・八反へと減少し、二ツ柳村では九戸平均一〇・九反が一五・二反へと大きく拡大した。あるいは個々の農家についてみても福升村では①、⑤のように、大きく所有を減じた農家があったのに対し、二ツ柳村では、⑩、⑮農家がわずかに後退したにとどまった。

以上はさきにも述べたように、福升、二ツ柳両村内、つまり豊原部落内の土地所有動向であり、領外所有については不明のうえのことである。

この領外をも含む豊原部落農家の総所有が把握できるのは明治四〇年のことであり、しかもそれは地価金としてでしかなかった。これに一定の操作を加えて算定したのが明治四〇年の田総所有面積である。

——この操作は以下の要領によった。地価金は当時の村別に記載されている。そこで山林とみられる山村、海岸砂丘村のそれを除外し、畑地、宅地は豊原部落領内に所在するものとして地価帳記載金額によってこれを除き、残額を部落の田の平均地価で除する、という方法によった。

この明治四〇年の田総所有についてみると次の点が明らかである。

まず福升、二ツ柳両村とともに無所有の農家があらわれたこと、しかもそれは部落内特定農家の所有集積によるものではなく——⑬、⑮農家が一部そうした動向を示しているが——、不在村、部落外地主によるものであった、ということである。

しかし豊原部落農家の総所有についてみれば、あたかもその喪失した部分を、特定農家の部落外取得によって埋め合わせるかのような動きを示している。福升村農家のこの明治四〇年平均所有反別は八・九反、二ツ柳村では一六・九反で、さきの地租改正時点のそれから若干の増加を示したにすぎない。

但しそれも明治九年の部落領内所有が総所有であった、と仮定した場合である——『明治九年八月 地租改正合計帳 豊原村』によれば、この地租改正で「飛地他村ヨリ編入増」「減」、しかも隣接部落よりのが記録されており、村界を変更して部落内農家の土地を部落単位に集中する動きがあったのではないかとみられるのだが。

もしそうだとすれば、部落農家間の所有分解はこの間にかかなり著しいものがあつたことが指摘されると同時に、なおそれを部落内で受けとめる経済力をも保持していた、とみることができよう。

ところでこの土地所有分解は具体的にいかなる農家、地主、部落間等々の関係と経緯のなかでそうであつたのか。ここでは後段にこの問題を残して、以上を、明治三五、三八年にみられる各農家の田耕作面積との関係について検討してみよう。

ここでも幾つかの問題点を指摘することができる。その主要な一点としてまず⑨農家の「家」解体的状況下での不耕作。

——なお以下土地所有、とくに耕作権移動に関して「家」解体的、という語を用いるので、ここで⑨農家から本楯村長宛の「救助願」を引用して、その具体的内容を示しておく。

「私儀 素ヨリ日雇ヲ以テ生計相立来候処夫〇〇〇（名

を伏せる——引用者）ハ去ル明治三十二年八月死亡シ遺シツ家族ハ六十余年ノ老母ト私ノミナレバ家計上容易ナラザル困難ナルヲ旧ニツ柳村中之レヲ察シ宅地の質入ナリシヲ受ケ私ニ恵与セラル如斯ノ実況ニ有之候間今亦特別ノ御憐察ヲ以テ本楯村救助金ノ内ヨリ御救助被成下度隣保証人連署ヲ以テ此如奉願候也」（日付記載なし）、と。

この農家はその後、諸養子によって「家」を維持し、昭和八年には自作地三反、小作地二〇反耕作農家へと展開する。

その二は、うえの④農家と⑨農家のおちこみを除けば、明治四〇年の無所有農家をも含めて一七戸が、一町歩以上四町歩余の耕作を行なうというように、粒ぞろいの部落であるという点である。

しかも、その農家のなかにはあたかも「日本農業における中農層の形成」(『農業総合研究』第五巻第二号)において綿谷超夫氏が指摘され、類型化された「自小作中農」「自小作大農」とも見まがうそうした農家存在のことが注目されよう。

もちろんここでとる豊原部落農家のこの形は、綿谷氏のそれとは異質である。氏の場合大正、昭和期資本主義の農業への急速な滲透とそのもとの農業生産力発展の主要な担い手として

のそれである。だが、この庄内では明治農法の導入がその緒に
ついたそうした段階でのものではあった。

むしろこの時期、これらの耕作、経営規模を裏付けられるもの
があるとすれば、それは何らかのかたちでの土地所有でなければ
なるまい——綿谷氏は同稿で、古島敏雄「明治初年に於ける農
民層の分化」からの一表を引用して、当時（明治七年）「土地
所有は、土地耕作の必要な資格条件であり、両者は不可分に結
合している」と述べている——。

では豊原部落の、これら農家の土地所有は何処に求められる
のか。さきの第一表にもどって、この明治三〇年代各農家の耕
作規模とより強い相関をもつ土地所有規模を求めるとすれば、
それは慶応三年水帳の土地保有規模——二ツ柳農家については
羽黒神領をも含む——である。この間に三〇余年の時の経過を
みているのではあるが。

もしそれがこの事態を正しく説明しているとすれば、そこ
はこの幕末と明治三〇年代の間に土地所有移動と耕作耕地保有
をめぐる、ある特殊な事情が介在していなければならない。

その一つは明治二十一年『山形県農事調査書』が示している当
時の土地所有権移動のあり方であろう。

県下全般についての報告であるが、同年県下の土地売買件数
二万六六〇〇件（うち田一万一二〇〇件）、同代価一三〇万円

（うち田九一万円）に対し、土地書入質入件数は一万三一〇〇
件、貸借金額九五万円であり、その年末現在貸借金残高は三二
九万円にも達していた。つまり当時土地所有権移動の一つの主
要な形態が書入れ質入れであったことをそれは示している。
こうした土地の書入れ質入れの場合、その耕作「権」は多く
旧所有者のものであったであらう。後にみるように、明治期豊
原部落の土地所有権移動の多くもこの形態であった、とみられ
る。

他のもう一点は、というよりあるいはうえのような土地所有
権移動の形態をとらせたのは、資本主義の浸透がより弱く、労
働市場が未展開であったこの地の場合、農家の耕作「権」保有
の有無、つまり当該農家が農業生産を存続できるか否かは、そ
の生存権にもかかわるものであったからではなからうか。

こうしてそこには「家」間の、あるいは部落による耕作耕地
の保有、移動にかかる、ある種の規範が形づくられていたとし
ても不思議ではない。それは封建制下の人的・物的制縛から解
き放たれた農民の、一定の対応としても考えうるところである。
その耕作耕地の保有、つまり耕作「権」保持にかかる規範を、
われわれは明治三〇年二月一日決定の「本楯村大字豊原小
作田条約」にみることができる。

第一条 大字豊原二於テ誰様ノ御田地ト雖モ自己勝手ニ小作

(マヤ)
致ザルコト

第二条 是迄モ縁故ニシテ長ク小作致シ来リ候処持主ヨリ他
へ小作引渡ス場合ニ於テハ村中一同協議ノ上是ヲ村中一同
ノ目鑑ヲ以テ申付ベキ事

第三条 他ノ大字ヨリ小作田申来リ候ト雖モ自己勝手ニ申受
ケル事ヲ得ズ 但シ村中一同協議ノ上申受ケル事アルベシ
第四条 第一条、第二条、第三条ノ目的ヲ達セシガ為メニ何
成ル小作田ト雖モ村中一同協議ノ上ニ定ムルモノトス
右条約長ク確定センガ為メ村中一同署名捺印ス

と。この「条約」の基調とするところは、同一の土地に対して
二重の支配関係がのうに現象してきた所有権——『明治民法』
以前の所有権——が、いわば全一的な支配権として私的の近
代的所有権へと展開し、そのもとで進行する所有分解に対して
旧の関係を、部落内農家間、部落間において維持しようと成約
したものであるとみることができよう。

ここで「誰様ノ御田地」とは部落農民各戸の土地を指し、所有
分解する農家の、従前であれば耕作「権」がその農家に残され
るべきものに対し、他の農家がその小作田耕作に対して競争関
係に立つ、それを規制しようとしたもの、と読むことができる。
これに対して第二条は、すでに所有権が部落内外地主、とく
に部落外地主へ移っているその小作地の耕作「権」移動の場合

であらう。

「持主」は土地所有権者と「縁故ニシテ長ク小作致シ来リ候」
農家からその耕作「権」を引き揚げ、他の農家へ小作に付そう
とする場合、村中一同の協議と了解をえなければならぬ、と
いうのである。

第三条はうえの第一、二条に対してやや趣きを異にする。こ
こでは「他ノ大字ヨリ小作田申来リ候」田地、つまり豊原領外
の土地とその所有者が、豊原部落の農家に対して「小作田申
来」った場合の問題である。

成文化されていたか否かにかかわらず、土地所有・耕作「権」
移動に対しておそらく周辺部落でも豊原部落と同様の事態と対
応があり、部落をこえることによって第一、二条に示される制
約を脱し、二重所有的な旧の関係を清算しようとする動きが地
主のなかにあつたのであらう。これに対して条件付きの規制を
示したのがこれであらう。

そこには部落間の道義的問題と同時に、それをいわば無制約
的狀態におくことによるそのはね返りが、部落内での耕作「権」
移動の秩序の乱れに波及することを恐れてのものともみることが
できよう。

以上要するに、「何成ル小作田ト雖モ村中一同協議ノ上ニ定
ムルモノトス」というのであり、農民相互の関心の所在が、所

有権移動以上に耕作「権」にあったことが注目される。それは先のようにそれが農家の生存権にかかわるからではなかったであらうか。

しかしこの「小作田条約」の成文化自体、あるいは「村中一同署名捺印」して確認しなければならなかったこと自体、そうした秩序の乱れを反映するものであったといえよう。だがそうであったとしてもこの時代をさかのぼるある時代まで、部落農民間、あるいは部落間に、耕作「権」保有、移動について一定の秩序のあったことを示し、そしてこの条約下でもそれが否定されてしまっていたことを示すものではなからう。

明治三〇年代における豊原部落農家の、小作中農、小自作太農等の形態での経営の存在は、先のような土地所有権移動のあり方と部落規制による旧所有権者の耕作「権」保持が、それを可能としていたとみることができるのではあるまいか。

そしてこうした土地所有・耕作「権」保有、移動のあり方は、古島氏の明治七年長野県伊那郡大瀬木村からの、一つの、例えば大地主地帯の展開の形と方向を示すものではないか、とも考えられる。

とはいえ慶応三年土地保有面積——これは繰り返すように部落内、福升、二ツ柳村内の土地保有面積である——と、明治三五、三八年の耕作面積とが全くの一致をみるというのではない。

この間には⑤、⑥農家の離村があり、⑦農家の新設があった。またさきのように⑧農家は解体寸前の状態にあり、④農家は耕作を縮小していた。他方慶応三年、明治九年、あるいは明治四〇年の土地所有面積をはるかに上回る耕作面積の農家も多い。

これら農家の所有権、とくに耕作「権」はどのようなルールによって移動したのか、農家間に耕作「権」移動を了解しうる何かがあった、とみるべきではなからうか。先の「条約」は、このルールを逸脱するそれに対する制約とみてこそはじめて村中一同の署名捺印をうることができたものであろう。

この点については次項に問題を残して、以下こうした小作地「耕作」「権」移動を激化してくる、いわば旧「秩序」解体の背景について述べ、あわせて新秩序形成への模索ともみられる動きを探ってみよう。

明治三〇年前後ないしこれ以降庄内、豊原部落農業の動きは大きくは次の二点であらう。

その一は、軟腐米問題など米質悪化によって北海道など地方市場へ駆逐されていた庄内米が、この時代以降漸時中央市場へ復帰し、大正初期には鉄道の開通もあって、米における商品生産が急速な進展を示したことである。

山形県全体の数字だが、明治三六年米移出総量に占める北海道市場の割合は約七〇%、東京市場は二七%にすぎなかった。

これが明治四四、大正元年には逆転して東京市場四九%、北海道市場四一%となったことなどにそれが示される（『山形県農會報』『米穀検査年報』による）。

第二に、うえに対する生産面での動きを豊原部落についてみると、それはめざましいものがあつた。

まず米質改良への動きとしてはじまつた明治二五年大坪堰掛り田（約一〇町歩）の旱（乾）田化「契約証」（本文略）、二八年「豊原勸農會」の発足、「村金」による「稲作（肥料——引用者）仕入金貸付方法」の二九年一月村中協議會による決定、三五年豊原部落独自で開始される、うえの乾田化田の耕地整理の実施等々である。

これら諸事業の米生産力への反映は、この部落が明治一八年以降今日まで継続記録している『稲歩刈帳』に示されるはずである——この分析は別途におこなわれよう——。

このような、いわゆる明治農法導入、形成への積極的参加による生産力の高まり、商品生産の一層の發展は、経営耕地拡大などの動きとして現われてきたのであろう。そしてそれをそれとして部落秩序のなかにとりこもうとしたのが、先の「小作田条約」であつたのかもしれない。

しかしこれ以降、耕作権移動の激化する明治末、昭和初期、もうこのような部落「秩序」にかかる成文化された規範はみる

ことができない。むしろそれとは逆に「大字豊原集會ヲ通知セラレタル際ニ何等ノ事故ナク欠席シタル者ニ對シ左ノ過怠料ヲ徴收スル事」（大正六年二月『記録』大字豊原）のなかの大正八年六月一八日記事）、として罰則規程を設け、大正九年二月二八日には更にこれを強化していかざるをえないという状態にさえおかれる。

このような部落運営弛緩の背景には、明治四三年設立認可の「飽海郡耕地整理組合」による、総面積七千町歩の郡的規模、大地主主導の耕地整理の進行とそのもとで一層強められた官僚的稲作指導、そして部落役員層のこれの下請者化など、總じて内発性を欠いた部落運営があつたと考えられる。

しかしそれとは異なつた次元においてであろうか、あるいはそのもとでか、部落としての生産対応はゆるがせにすることはできなかった。

大正八年二月には「大字豊原相続人會」（その名称「二福會」——現在の生産組合的役割を担い、先の稲坪刈りなどの作業が「部落」からこの會に移譲されていく。なおこの組織は大正末昭和初期の画一的な生産組合組織の結成によって後景に退いたが、今日、生産組織の多様化のもとで、これらを統合するものとして一昨年から「二福會」として再生された）の創立が部落協議會によって承認され、大正一一年五月には「西沢ナラノキ

林野」共有採草地が部落農家の協議と連帯債務によって取得されていく。

そして何よりも村『記録』は、年々の生産にかかわるむら仕事、田の水掛時期の決定、そして生活面での必要とされる共同的事柄が従前とかわることなく進行していることを示している。こうした生産のなから旧にかわる何らかの部落的秩序が生み出されていくのかもしれない。

その一つとして、そういえるかについて疑問があり調査も進んでいないのだが、大正一〇年前後から庄内各地に設立される部落単位での農民組合がある。

こうしたなかで本楯村では、村を組織範囲とする「本楯村耕作協会」が大正一三年に設立される。その下部組織は「分区」としての部落であった。

大正一三年二月三日、豊原部落集会は「協議事項」の一つとして「小作人組合代表者選定及当大字小作組合協議員左ノ如ク設定ス」として、代表者に⑨農家を選び、協議委員九名——①、②、⑤、⑦、⑧、⑩、⑫、⑬、⑭農家——を決定して「本楯村耕作協会」へと参加していく——なお大正一四年「協会」長は村長兼任の⑭農家、またうえの⑨農家は、戦後これら組織を背景に県会議員に進出していくことも付記しておこう——。

その「会則」によると「本会ハ農事ノ研究ヲ為シ小作關係ヲ

調査改善シ相互ノ緩和ヲ図リ福利ヲ増進スルヲ以テ目的トス」といい、その事業内容として小作料「協定表」（大正一四年四月一八日可決）を作成し、あるいは「耕地売買並ニ小作地移動の斡旋」などを行なったのではないかとみられる。

しかしこれが具体的な活動内容、あるいは部落「秩序」にどのような影響をもったかは把握しえていない——後にみる⑥農家はこれに一定の評価を与えているのだが。

四 豊原部落の七十余年はうえにもみたように、盛衰さまざまの農家の歴史をきざんでいく。

こうした農家の動きを類型化することは非常に難しい。しかし、これをさきの第一表を中心に分類すると次のようであろう。まず第一は離農した⑭、⑮、⑯農家である。しかしこれも⑮農家の離村は明治一一年であり、⑯農家は明治一七年である。しかもこの農家は隣部落に移ってその土地を明治三七年まで保持していた。これに対して⑭農家は部落最大の土地所有者であり、明治三十六年には五町五反の田と一反九畝の畑を耕作していたとの記録がある。これが離農するのは明治四三年頃であり、離村は大正末であった。

これらが部落の他の農家の土地所有、耕作耕地移動に与えた影響は大きく、とくに⑯農家のそれは、耕作規模が大きく、時

代が新しかっただけにいっそうそうであった。

これに対して部落の上位層として安定的、発展的に経過してきたのは⑬、⑮、そして⑭はやや動揺的だがこれに入れることができる。

第三のグループは⑩、⑪、⑫の急速に上昇してきた農家である。⑪は⑮農家の分家筋で、これの没落後の耕地を引きついで⑩も⑮農家の耕作権を受けつぐことによって規模拡大したのだが、その経緯はまだつかんでいない。

この三戸ほどではないが⑥、⑧農家も上昇グループである。第四は中位層で変動の少ない農家である。⑦、⑩農家をこれに入れることができる。

その他の農家は動揺し、あるいは動揺をくりかえしている。これらのなかでは②、⑦、⑨のように部落での上位層のものもあれば①、④、⑤のように下層の農家もある。

こうした個々の農家の盛衰を、うえでは田の所有と耕作規模のなかにみてきたのであるが、これら所有、耕作規模・面積の変動は、一筆毎の耕地の動きに反映され、その買得、あるいは喪失の結果が所有、耕作面積の変化となってあらわれることはいうまでもない。

ところで先のように豊原部落領内の土地所有権の流出は著しいものがあつた。しかし所有権を失っても耕作をやめたわけでは

はなかつた。ある農家が離村しても他の農家がこれを耕作する、というのがむしろ一般的であつた。ここではこの所有権、耕作権移動における、その移動の方向を具体的に把握してみようというのがその目的である。

その結論を先取りすると、その土地、例えば大字豊原宇福升田一番の土地（田）は、昭和一五年現在⑩農家が耕作し、その所有者は酒田市の地主橋本酒造弥であつた。

しかしこの土地は、地租改正時点では②農家が所有耕作していたとすれば、そこには耕作「権」が②から⑩に移る、先にも述べたあるルールが存在しはしないだろうか、ということである。こうした耕作権が移動したことについて、地主橋本酒造弥が全く無関係ではなかつたかもしれない。しかし所有権移動にもなつてその土地の耕作者がすべてについて変わったかというところでもなかるう。では何故その土地については地主が変わつたことによつて耕作者が変わり、この土地については何故そうではなかつたのか。つまりこの土地、例えば先の福升田一番の土地の耕作者を支配的に決定しているのは何か、誰なのか、ということである。

しかしこのルールも、あるいはその決定者も農業が変わり、社会が変化すればそれもまた変化するかもしれない。それではそれが変わったとすればどう変わったのか、いつ、何故そんな

ったのか、というような問題も出てこよう。そこには従来諸調査、研究を通して無視されてきた問題がひそんでいるのではないだろうか。

ここでも経済的等々の諸事情をほとんど全く無視して、さしあたりその移動の方向のみを追跡していることを断わっておこう。またその土地も豊原部落領域内に限られるという点も。

さて、以下先に類型化した農家から任意に数戸をえらんで検討したいのだが、現調査段階では全戸の土地一筆毎の動きを把握しえていない。そこで比較的その動きの単純なもの、あるいはその背景のわかり易いものを選定したこともまた予め断わっておこう。

(1) ㉔農家の場合

㉔農家は明治一七年に宇福升田一〇番(宅地)から隣部落大字保岡へ離村した。慶応三年水帳には「長人百姓」とあり、村役人層に名を連ねる農家であった——明治一一年離村の㉔農家も二ツ柳でそうした家格の農家であり、この両農家が離村するに至った経緯は明らかでない。明治二、三年にかけて庄内川北一帯で天狗騒動といわれる、食米の借入、賦役の免除などを酒田民政局に迫った農民騒動があり、これに関係するのではないかとみられるがまだ確かめていない——。

この農家は明治九年一町四反余の土地を所有し、離村後もこ

ㄱノート㉔ 土地所有・耕作耕地移動における部落と「家」

第2表 ㉔農家の所有・耕作田の系譜

地 租 改 正 時 の 地 籍				大正12年換地後の地籍			備 考			
字		地番	面積(反)	字	地番	面積(反)	(所有者)	(耕作者)		
地租改正時の所有	成 田	18	6.409	{	福升田	100	6.412	{ ㉔→後藤勝治	{ ②=4.0反 ⑩=2.0反	
					〃	83	3.212			{ ②=1.5反 ⑧=1.5反
					〃	95	6.424			
	〃	20	8.310	{	〃	91	0.513	{ ⑤		
					城輪郷崎	4	0.513		{ ?	
					〃 中村	22の1	0.513			{ ?
	福升田	10	宅0.314	堰 向	6	田0.223	{ ⑧			

注 1. 「地租改正時の地籍」は明治9年地価帳、「大正12年換地後の地籍」とは耕地整理による筆対筆として換地されたもの。ここではこれを地籍の継続として把握している。この換地にさいして他地籍との合・分筆があり、これを省略しているので、面積は一致しない。

2. 備考欄の所有者は移動の方向と昭和15年現在の所有者および耕作者、作付面積を示す。以下各表とも同じである。

の土地を所有しつづけるとともに、明治二〇年代初めには四反三畝八歩の田を②農家から取り入れてさえている。

この⑧農家が離村後もこれらの土地を耕作していたかどうか明らかでない。しかし先の『稲歩刈帳』へのこの農家の記録は明治一七年までの記載しかないので、おそらく離村と同時に耕作はやめたのであろう。

そして明治三八年には先の②からの取入れ地を含む全所有地を一条村の自作地主後藤勝治に売却した。

後藤勝治はこれより前、明治三十一年に②農家より土地を買入れていた——この土地、字成田三、一一、一三番一反三畝一歩は②が⑤農家より取り入れた土地であった——ことと無関係ではなかったのではないか。

ともあれ⑧農家が豊原部落に所有した田のすべては、こうして村外地主後藤勝治に移動した。

ところでこれら田の耕作者は誰であったのか。これを現時点で明らかにするきめ手はない。第一表の明治三五、三八年には、②農家はその所有をうわまわる耕作を行なっている。⑤農家も無所有でありながら一二一四反を耕作している。

そして明治四一年には②が⑧へ、さらに⑧が後藤勝治へ売却した土地のうち地価金一五九円三三銭を②へ売却した。一五二〇年期の年季限売却、あるいは質入れであったのかもしれない。

い。そのもとで②の耕作は継続していた、とみてよからう。

大正二、三年の耕地整理（豊原部落での工事施行）、大正一二年の換地を経て、昭和一五年⑧農家がかつて所有し耕作していた土地は後藤勝治が引き続き所有し、②農家が九一〇反、⑧が四一五反、⑩が二反、⑤が〇・五反余を耕作している。

②農家は、⑧農家が他部落へ移住したにもかかわらず、土地を担保に金を借りに行くという間柄であった。⑧農家がこの豊原での耕作をやめたとき、その耕作「権」の多くは②農家へ譲渡されたのかもしれない。この所有権は後藤勝治へ移ったが、耕作「権」は②農家が依然保持してきたのである。

⑤農家が②へ、さらに⑧へ、そして後藤勝治に移った成田三番ほかの田は、昭和一五年にも後藤勝治によって所有され⑥、⑧などが耕作している。⑧、⑩農家がここに入ってきた経緯は明らかでないが、②、⑤、⑧、⑩などの農家は⑧農家の豊原部落での耕作廃止にともなう耕作「権」の配分において一定の関係にあり、部落の他の農家はこれに対して競争的などの関係者として立ち現われることはなかった、とみてよいのではないか。

(2) ④農家の場合 この農家は幕末明治初期にかけて安定的に経過したが、これ以降所有、耕作ともに縮小し、明治三〇年代には五反余の自作ないし自小作農というように、部落で最小規模の耕作を行なうに至った。

第3表 ④農家の所有・耕作田の系譜

地租改正時の地籍				大正12年換地後の地籍			備考	
字	地番	面積(反)		字	地番	面積(反)	(所有者)	(耕作者)
地租改正時の所有	成田	15	3.826	{ 堰向	38の1の内	4.224	④→鈴木鉄蔵	自作
				{ 福升田	45	2.000	→ ⑫	⑫
	前田	12	4.417	{ 〃	86	1.012	→ 鈴木鉄蔵	④
				{ 堰向	57	2.306	〃	〃
	福升田	19	0.108	{ 福升田	43	0.222	④	〃
上記以外の関係土地	成田	22	0.716	{ 〃	42	畑0.017	〃	〃
	福升田	40	宅0.907	{ 〃	?	?	〃	〃
				福升田	40の2	田0.028	④	④
	福升田	16の2の内		〃	90	1.024	③→鈴木鉄蔵	〃
	〃	9の内		〃	85	1.024	→ 〃	〃
	〃	?		〃	81	0.808	? → 〃	〃
	福升田	41		〃	14	0.603	③→ ⑪	〃
	前田	16の1の内		〃	13	0.014	→ 斎藤 良	〃
	〃	〃		〃	70	1.000	→ 〃	〃
	城輪跡遺	4の内		〃	5	0.904	池田喜助	〃
	〃	〃		堰向	58	0.804	〃	〃
	?	?		福升田	9	0.702	柴田 三千太郎	〃

注. 1. ⑫等は部落内農家、氏名を記したものは部落外地主。

2. 「城輪跡遺」などは換地による部落外からの購入。

3. ③→鈴木鉄蔵などは、土地所有の移動の方向を示すが、直接的な移行を必ずしも示さない、中間に他の所有者が入ったもので省略したものもある。本文参照。

これ以降も所有はますます縮小するが、しかし昭和八年には一三反を耕作するというように、先に類型区分での動揺的な下位層農家であった。

④農家にかかわる土地所有、耕作耕地の動きは第三表のようである。所有、耕作田の系譜表ではいずれもその詳細を省略しているが、ここで④農家のそれを追うと次のようである。

明治九年地租改正時点で所有した字成田一五番三反八畝二六歩は、明治一〇年、うち一反四畝五歩を不在村(酒田)地主須藤善太郎へ「質入れ」した。これは五十七年年季のものであったのだから「明治一八年」には請返し、同年(?)この一反四畝余を含むこの筆を二等分し、一筆は明治一一年③から分家した⑫農家へ売却した。これはおそらく耕作「権」ともどもであったのだろう。この筆はその後一貫してこの⑫農家が耕作する。

他の一反九畝一三歩は⑦農家へ質入れ

した——なお、カギ括弧を付した質入れなどの記事は地価帳などに記載のもの、それ以外は私が筆の動きなどから類推したものの——。

同じく字前田一二番四反四畝一七歩のうち三反八畝二歩もまた明治一〇年代に須藤善太郎へ「質入れ」、残六畝一五歩は⑦へ質入れし、さらに成田一二番七畝一六歩も本楯村(隣接部落)高橋為次郎に「質入れ」した——この筆は後に質流れか、その後の動きが不明となる——。

こうして明治二二年④農家の地価帳には、宅地二二円四八銭、字福升田一九番の田一畝八歩、地価金五円八九銭の計二七円三七銭のみが記載されるにとどまった。

しかし④農家はこの所有田のみの耕作にとどまったのではなく、⑦農家は一五反前後の自作農家で、ある程度の耕作規模の拡大を必要としていたかもしれないが、④農家とは氏神とともにし、墓地を共有する間柄であった。

また須藤善太郎も、この部落とは古くからのつきあいをもっていた。この④農家にかぎらずこの部落農家の数戸は、旧藩時代から土地の質入れ請返しをこの地主との間に繰り返してきた記録がある。明治二七年には、この部落に「龍吐水新調三付義捐金一円也」をさへ寄付している。あるいは米商人であったのかもしれない。

こうした関係のもとで、おそらくこれら質入れ田の耕作は④農家によってなされていたにちがいない。

ところで④農家は明治三〇年には須藤善太郎への質入れ地字前田一二番を請返し、明治三七年には⑦農家への六畝一五歩も請返した。

しかし明治一八年に⑦農家へ質入れした成田一五番のうち一反九畝一三歩は、⑦農家もちこたえることができなかったのであろう明治二〇年代初めに隣部落城輪の伊藤繁太へ、そして更に大正九年同部落の自作地主鈴木鉄蔵へと渡っていった。この土地は鈴木鉄蔵へ譲渡された時点で④農家の耕作「権」は消滅したのかもしれない——昭和一五年この筆は鈴木鉄蔵自作。

こうして明治三五年④農家の第一表に示される五反九畝の耕作は、字前田一四番のうち三反八畝、福升田一九番一畝八歩の自作地と、伊藤繁太へ所有権の移っていた成田一五番のうち一反九畝一三歩の小作地の計五反八畝二歩ではなかったと思われる。

しかしながら明治三〇年代のうち続く病虫害の発生、凶作と、先にみた農法改革の進展は、零細耕作に停滞する④農家の建て直しを許さなかった。

明治四一年には先に⑦農家より請返した字前田一二番の六畝一五歩を鈴木鉄蔵の父与惣吉へ、そして大正一一年には同じく

字前田一二番の三反八畝余をも鈴木鉄蔵へ売却した。

しかし鈴木はもうその耕作「権」までも引き上げることができなかった。③農家の相続問題を原因とするその没落過程で、大正六年には字前田一六番のうち六反三畝余を取得してその土地の耕作を開始していたし、前述の宇成田一五番（明治一〇年代④から⑦へ、二〇年代初に伊藤繁太→大正九年鈴木鉄蔵所有自作）の所有権、耕作「権」移動を通して④農家と一定の関係をもつに至っていたからである。

あるいは④農家は、大正末、昭和初期以降充実してきた労働力によって耕作地の拡大を開始し、耕作「権」の留保を条件にそれを売却したとも思える。

昭和一五年④農家が耕作する田は前掲第三表のようである。

その内訳は三畝二〇歩の自作地——地租改正時宇福升田四三番二畝二二歩と宅地から田に転換された二八歩——。三反三畝一八歩の、何らかの意味で耕作「権」が継続されたとみられる鈴木鉄蔵からの借受地、新地籍福升田八六番、堰向五七番。

そしてうえに述べてきた諸関係によってか、鈴木鉄蔵が③から買得した小作地二反九畝二六歩等々であった。

なお、この③農家の旧所有地が④農家の場合と違って、所有権移動＝耕作「権」移動としてあらわれている点が注目される。この点について若干の補足的説明を加えておこう。

③農家は明治初年一八反余を所有する上位層農家であり、これ以降この土地を維持してきた。しかし明治三五年に財産相続問題によって、その所有地が二分され、③農家は約七反歩について小作料支払いを条件として旧所有地のうえに経営を維持する。明治三五、三八年耕作面積一八反。

しかし当時東北農村に急速に蔓延してきた肺結核はこの部落をも侵し（豊原部落が肺病むらといわれた一時期）、この家の労働力をもむしばんだ。耕地整理施行にともなう諸負担の増大もあった。これらは負債をよんだ。「村金」「勤納初穂米貯蓄」など、部落の互助的組織の貸付金控えには③農家の借金の累積が記録されてくる。「家」解体的状況下におかれたわけである。

こうした状態のもとで耕作継続さえもが困難化され、所有権とともに耕作権もまた移動したのである。しかも福升村の農家はもうそれを支える余力はもたえなかったし、二ツ柳村でもさきの③農家が明治末以降急速に没落していくという状況下にあった。

こうして③農家が所有耕作してきた土地の多くが部落外に流出するのであるが、これのなかで隣部落居住で豊原部落農家と一定の関係に入っていた鈴木鉄蔵などとは違って、例えば第三表にみられる斉藤良——遊佐町居住、三〇町余所有の中地主が顔を出し、またこの頃以降零細不在地主も継起して豊原部落の

地価帳に名を連ねてくる。

(3) ⑥農家の場合 ⑥農家も以上の②、④農家とともに

福升村の住民である。この福升村はこの⑥農家の「I」姓を除いてすべて「G」姓である。

ちがいはそれだけではない。明治一年「土地共有人名簿」によれば、氏神＝新山神社の敷地、所有田については他の農家とそれを共有しながら、当然のことだが「G」姓農家の共有墓地についてはこれを見ることができない。

部落の人達によって通称「子供の墓」（嬰・乳児を専ら葬るための墓の意）といわれる部落共有墓地のみがこの家の墓である——なお先に明治以降を無所有、不耕作で経過しここでは考察の対象としなかった②、これも福升村はもちろん豊原部落でも唯一の「K」姓で、墓地はこの共有墓地のみであった——。

この⑥農家の明治以降における動きはこうした背景においてか、あるいは人、「家」の性格においてかや特有である。わき道にそれるが私の想像をも交えて若干その点にふれておこう。第二次世界大戦末期岡村（福升、ニツ柳村）の氏神を合祀しようとする動きがあった。兵士の送迎などの場合現実的にも不便があったのであろう。表現はしなかったが部落農家も賛成した。

ところでときの「区長」は⑥農家であった。そこにはもしか

したら氏神の合祀→戦没者の墓→同族的に分散している墓地の改葬、そして豊原部落の共同墓地構想が背後にあったかもしれない。「I」姓はニツ柳村にもあり、部落で他から区別するものは、この同族的墓地をもちえないでいる、ただそのことだけとみられるからである。

明治二五年、⑥農家の現世帯主の父が部落協議委員（部落区長の補佐役）であったことである。不在村地主から地価に依りて徴収する「諸人足引請金ヲ以テ蓄積方法ヲ講ジ村ノ将来ヲ思ヒ明治二十四年分ト二十五年分ノ二ヶ年蓄積シタル処村ノ不平ニ依リ同三十五年迄各戸へ割返スコトニシタル次第ナリ」（大正四年「会計一覽簿」）とある。

こうした各戸への割返しを決定して間もない、明治二九年、前記の「稲作仕入金貸付」原資が、この諸人足引請金を一収入源とする「村金」によって蓄積されるに至る。

もちろんこれらが先の何らかの差別にもとづくものかどうか確かめることではない。しかしこの農家の大正末、昭和初期の土地所有、耕作権購入への動きは後にみるように他の農家と異なるものがあるように見受けられる。

⑥農家の明治初期以降の所有土地、耕作の動向は第四表のようである。

この農家は明治二〇年前後ある困難に直面していた。長男が

第4表 ⑥農家の所有・耕作田の系譜

地租改正時の地籍				大正12年換地後の地籍			備 考	
字	地 番	面積(反)		字	地番	面積(反)	(所有者)	(耕作者)
地租改正時の所有	成 田	2	0.413	福 升 田	54	1.422	⑥	⑥=0.9反 ⑫=0.5反
	〃	6	0.621					
	前 田	15	0.101					
	成 田	10	0.510	〃	66	1.024	〃	⑥
	福升田	6	0.017					
	〃	1	0.021	〃	61	0.102	〃	〃
	前 田	13	0.912	堰 向	59	1.024	〃	〃
	福升田	12	0.111					
	〃	17の1	0.021	福 升 田	79の1	2.118	〃	〃
	〃	13	2.105		60	0.306		
上記以外の関係土地	福升田	7,8の内		〃	53の2	0.902	②→佐藤誠信	⑥
	〃	14		〃	67	0.804	〃→	〃
	前 田	10					〃→池田玄治郎	〃
	〃	11の1		〃	68	0.214	③→斎藤 良	〃
	〃	16の1		〃	70	1.000	⑩→吉野門三郎	〃
	堰 向	31,33,37		〃	72の1	0.513	③→⑮	〃
	成 田	5		〃	78	1.329	〃→小松権兵衛	〃
	前 田	16の3		堰 向	5の内	0.300	〃→佐々木せつ子	〃
	成 田	15の1		〃	38の2	1.024	〃→長谷川吉三郎	〃
	前 田	16の4					小山太吉	〃
	〃	16の3		〃	39	2.118	〃→	〃
				福 升 田	79の2	0.512	⑥	〃
				城 崎 郷 崎	45	1.012	〃	〃
				〃 成 田	53の2	1.802	〃	〃
				〃 郷 崎	41	1.000	〃	〃
				〃 〃	9	1.006	〃	〃
				〃 〃	44	0.500	〃	〃
				庭 田 横 道	105	0.125	〃	〃
				〃 〃	39の内	1.800	〃	〃
				〃 〃	32の内	1.006	〃	〃

病身であったことである。高等小学校卒業後、一時自家農業を手伝わせたが芳しくなかった。幸い頭はよかった。父親はもう若くはなかった（弘化二年、一八四五年生れ）が、思いきってこの家の最優等田、字福升田一三番二反一畝五歩を一五年季で藤井新治（所在、性格不明）に質入れし、山形師範学校講習科へ遊学させた。

二年終了後、この長男は本橋尋常高等小学校に教員として職を得、以後昭和三年まで三七年間にわたって勤務した。

その初め給料は多くはなかったが社会的地位は相対的に高いものとなった。明治三〇年には大豊田部落の自作地主の家から妻を迎えた。

さらに明治三十六年には先に質入れた福升田一三番を請返し、三八年には自作地五反一畝余に小作地六反四畝、計一一反五畝を耕作した。この労働力はこの長男の妻と五十余歳の父親であった。ここではもうこれ以上の規模拡大はのぞみえなかった。こうして現世帯主（明治三六年生れ）の成長がまたれた。一町余の耕作と教員給与のうえに一定の貨幣蓄積が行なわれていたのであろう、現世帯主が労働力年齢に達する大正末ころ以降耕作規模、所有地の拡大が開始される——さきの「所得調査原簿」によれば、昭和七年この農家の所得額は小学校教員恩給五十六円を含め、一、五〇四円で部落一位であった——。

上掲第四表は⑥農家の昭和一五年耕作田の系譜を示したものである。それによるとその耕作田は三つに分けられる。

一つは地租改正時所有に系譜をもつ自作田、第二は②、③農家の所有権が部落外地主に移動し、この耕作権を入手したもので、②からの取得は大正末期、③からのものは、③が財産分割した後、小作関係にあった土地の小作料支払が不可能となった昭和一〇年前後に、所有耕作権ともども売却された、その耕作権を入手したものである。

そして第三は部落外耕地の耕作権、あるいは所有権ともどもに入手したもので、昭和初期から昭和一五年頃までのものである。その割合は総耕作面積の三〇%余に達する点が注目されよう。

ききとりによると「当時（大正末と昭和一〇年代）、所有権、耕作権の売りものがあれば何でも、何処でも買った」と当主は語っている。しかしその入手した耕地の分散度はかなり高いものであり、先の経済力を背景にしたとしても耕作規模拡大がなかなか困難であったことを示している。

この耕作権購入事例を同農家の記録から示すと次のようであった。

大字庭田字横道三二番の内一一反六歩。この耕作権は昭和六年同部落の農家から一〇年季一一〇円で取得したものであった。

その後昭和一二年に四〇円を増金して普通小作に切りかえた。

大字城輪字郷崎四一、四五番一反五畝は、昭和一五年六月城輪の農家から一〇年季二五円、反当一五〇円で取得したものであったが改革によって自作化している。

昭和一二年当時庄内飽海郡平坦での自作水田反当売買価格五〇〇〃五三〇円で、耕作権価格はその三〇％に当たっていたわけである。

(4) ⑬農家の場合

⑬農家は二ツ柳村上層農家のなかで特異な動きを示す農家であり、以下にみるように、東北地方に特有な小作大経営存在の系譜とその展開を、このなかにみるることができるのかもしれない。

⑬農家の慶応三年保有地は六反七畝二〇歩、これが地租改正時点で一挙に一八・五反へと拡大した。羽黒神領の分割所有に關係をもつこの家でもいっている。

ところでこれ以降の所有土地の動きを追ってみると以下のようである。

明治一〇年代、ここでは考察から省いた、不在村地主（酒井新田）の富樫五郎兵衛から字福升田四七番の畑一反三畝七歩、地価金二七円五四銭を「取入れ」、これに対して字堰向二七番のうち三畝四歩、二八番二畝一四歩の田、その地価金二五円四九銭を同人に「質入れ」している。しかし二二年にはこの二筆

の田を請返し、まずは発展的な出発点をもった。

しかし明治二一―二九年の間に字道下九番二反七畝二歩を上田村大字安田の池田喜久治へ質入れ、明治三年には字堰向四三、四四番の四反九畝二七歩を西荒瀬村大字高砂の斎藤与吉（その支配人が隣部落保岡に居住）に質入れし、明治五年には字六百刈一番を二分して保岡部落の伊藤辰五郎、伊藤伝吉に、さらに三八年には⑬農家へ地価金七六円三三銭（地籍不明、約二反歩弱）を質入れた。

こうして明治二一年地価金七九二円三六銭は、三八年には二五・一円一二銭へと大きく減少した。

この経済的破綻の原因は必ずしも明らかではない。ときの経営主が二〇町歩所有、四町歩自作の手作地主から養子に入っており、これが地主的な生活水準をもちこんだ、というがそれのみではなさそうだ。

⑬、⑭、⑮などはほぼ同格で出発した各農家、例えば⑭農家は明治二六年九月に豊原部落の耕地図を作成し、⑬、⑮農家は日向川右岸の遊佐村に出かけて乾田化の効果を知り、これを大坪堰掛りの耕地に実施し、耕地整理へと積極的に動いていく様子を示す文書があるなかで、この⑬農家の動向を伝えるものはない。つまり生産面でもより低い位置にあったのではなかろうか。しかしこの農家は解体的情況に追いこまれていたわけではな

第5表 ⑩農家の所有・耕作田の系譜

地租改正時の地籍			大正12年換地後の地籍			備 考	
字	地番	面積(反)	字	地 番	面積(反)	(所有者)	(耕作者)
地 租 改 正 時 の 所 有	堰 向	27	柳 田	26	0.928	①⑨→吉野円三郎	①⑨
	〃	28					
	〃	31					
	〃	33	福 升 田	72の1 の 内	0.513	〃→ 〃	⑥
	〃	37					
	〃	35					
	〃	43	堰 向	45	8.101	〃→伊藤謙蔵→①⑨	①⑨
	〃	44					
	〃	45					
	堰 向	40	〃	46の内	1.512	〃→①⑨柏倉兵蔵	①④
	道の下の	9	道の下の	7	3.112	〃→菊地徳一郎	①⑨
	大坪	3	大坪	1	0.125	〃→?→①⑨	〃
	六百刈	10	柳 田	25	3.212	〃→菊地徳一郎	①⑩
	〃	11	{ 〃	20	2.425	〃→ 〃	①⑨
	〃	13		18の内	1.902	〃→ 〃	〃
	〃	16		108の内	?	〃→ ?	?
上 記 以 外 の 土 地	堰 向	35	堰 向	35	0.500	〃→伊藤謙蔵→①⑨	①⑨
	福升田	47の2	{ 堰 向	30	0.103	富樫→①⑨→?→①⑨	①⑨
	〃	〃		33	0.822	富樫→①⑨→?→①⑨	〃
	〃	〃		22の内	1.516	富樫→①⑨→ 佐藤孝助	〃
	六百刈	4	柳 田	17	2.600	②③→菊地徳一郎	〃
	堰 向	13	堰 向	13の2	0.016	①⑦→ ①⑨	〃
	?	?	城輪 郷崎	〃	2.000	①⑨	〃

い。明治三五年には三一・四反、三八年にはやや耕作規模を縮小したが二九・三反と、旧所有田規模をなおはるかに上回る耕作を行なっているからである。

こうして明治四一年には、先に斎藤与吉に質入れした堰向五反弱の田を請返し、四二年には①⑨農家への、四四年には宇大坪九番の田など質入れしたほとんどすべてを請返した。大正二年その地価金は八〇四円余——宇大坪、道下などの耕地整理によって地価金増があった——とほぼ旧に復した。

しかしこれが正常な農家経済循環のなかでのものかはややあやしい。大正六年には県内西村山郡の百町歩地主菊地徳一郎に宇道下九番、大坪三番など九反二畝余、地価金四一〇円六三銭

を売却し、さらに大正一一年には佐藤小三郎——⑩農家から當時この家に婿養子に入っている——へ地価金三九〇円八〇銭、大正一三年には宅地をも売却し、昭和五年には所有地価金二二銭（畑一七銭、原野四銭）にまで没落し去った。

しかしながら、にもかかわらず昭和八年には第一表のように三町歩の小作地、大経営を維持している。しかもさきの第五表にみるように、所有権移動にともなう耕作地の一部移動はあったが、その大部分の耕作地は明治九年の地租改正ないしその直後の取得に系譜をもつ土地であった。

つまりこの農家は、二度の大きな所有権移動にもかかわらず、あるいはその移動とはおよそ無関係かのように、旧所有地のうゑに耕作を維持してきたわけである。

⑨農家は先のように、土地の質取入れを通して積極的にこの農家の維持に手を貸したし、他の部落農家は消極的に、つまり所有権移動にともなう耕作権移動に競争者として立つことをしなかったことによって、結果的にであれこの農家の一定規模での耕作維持に寄与したことになる。

(5) ⑨農家の場合

⑨農家は⑩農家の古い古い分家といわれている。墓地をこの二戸で共有していることからそれが裏付けられる。この農家は二ツ柳にあって上位層に属し安定的発展のであった。

この発展の基礎は、⑩農家と同様に神領田の耕作を行なっていたことにその一因を求めることができる。大正末、昭和一一年にかけての「経営記録（田圃地毎の稲刈束数、施肥種類・量などの記録）によれば、「神領田 六反」などともあり、第六表の新地籍で字大坪一五、一六番あたりにこれが求められるようである。

その二は、さきに明治二〇、三〇年代の豊原部落の農法改革にふれたが、乾田化を行なうに当たったの先進地視察記録の筆者はこの⑨農家であり、当時部落の生産活動において先駆者的役割を果たしていたことが明らかであろう。

その三は、大正末、昭和初年に⑨農家が稲品種の民間育種者に名を連ねていることである。その品種名「福柳」、昭和九年には飽海郡を中心に一千町歩余の作付面積をみている。

大正初期から末にかけて最盛時五千町余の作付面積をもった平田早生の変種で、昭和二年発見とあるが（佐藤富十郎『東北稲増収の基本と実態』）、さきの経営記録によれば、大正一五年にはこの農家ではすでに一七、一八反に作付けしていた。

こうして⑨農家は各時代を通して安定的発展的に経過し、④、⑨などの動揺的農家に対して逆の立場にある農家存在をみることになる。ここでの所有土地、耕作地の動向はどうか、以下順を追ってみていこう。

明治九年^⑤農家の所有田は一七反一五歩、地価金七三六円六七銭であった。

明治十一年には、ここで考察から除いた畑六畝五歩を、^⑥農家の離村時に「永買^{えいばい}入れ」し、その一〇年代には隣部落保岡の今野嘉四郎から字堰向五〇番の田三畝一六歩を「質取入れ」している。このようにその当初、この農家も一定の経済的余裕をもって出発したとみてよい。

この後明治三三年には豊川村の土井長九郎が字大坪二四、二九番に入作していた二反一五歩、および^⑦農家の字成田一四番一畝七歩、明治三八年には前述^⑧農家の地籍不明、地価金七六円三一銭を取り入れている。

ところで明治四〇年部落内所有田二一反二畝は、さきの明治九年の所有面積に以上の取入れ田四反前後の合計とほぼ等しい。だが、これ以外に部落外所有田が一八反余ある。これが地租改正前のものか、これ以降に買得したものか、例えば上掲表の大字本橋字前田四番の七反弱は、地租改正前からの所有とみられるが確認していない。

ともあれこの農家は明治四〇年前後に四町歩を所有し、明治三五、三八年の耕作田が三五、三六反であったことからすでに一定の貸付地をもっていたとみられる。

なお、この耕作田には嘉永三、四年頃（一八五〇年）、^⑨に

嫁入りしてきた福山村富樫弥吉の長女が持参した耕作「権」、字堰向四九番の一反九畝二〇歩をも含んでいるはずである——この田は改革まで富樫弥吉の所有で^⑩が耕作していた。先の経営記録大正一五年には二・八石の小作料支払が記されている——。したがって貸付地は所有田三九・五反とうえの小作地一・九反との計四一・四反と耕作面積との差六反であったとみてよい。しかしこれも単なる土地の貸借関係のみではなく、^⑪からの取入れ分は、^⑫のさきの事情、またこの筆が明治四二年には売却されていることから質入れの関係であったと思われる。豊川の土井、保岡の今野分についても耕作「権」留保のうえでの所有権売買であったのかもしれない。

大正期は耕地整理もあって台帳上の移動は一時的に停止された形をとり、^⑬農家の地価金移動はほとんどみられなかった。しかし大正一五年度「作徳米受取台帳」（この年度のみしか残されていない）によると、その受取り小作料から推定して^⑭農家へ二反、^⑮農家へ三反、^⑯農家へ四反、本橋部落の三戸の農家へ五反余、その他本橋村外の農家二戸へ三・五反など約一七反余の貸付けがあり、他方さきの富樫へ二・八石、^⑰の分家へ四・四石を支払っており、この間に事実上の所有、耕作地にかなりの変化があったとみられる。

これを^⑱農家の地価帳の推移からみると、明治四二〜大正一

第6表 ⑮農家の所有・耕作田の系譜

地租改正時の地籍			大正12年換地後の地籍			備 考		
字	地番	面積(反)	字	地 番	面積(反)	(所 有 者)	(耕作者)	
地 租 改 正 時 の 所 有	堰 向	22	0.023	堰 向	22	0.023	⑮	⑮
	〃	25	0.108	城輪郷崎	26の内	4.306	〃	〃
	〃	39	0.106				〃	〃
	〃	29	1.700	堰 向	48	0.915	〃	〃
	〃	32	0.120	〃	42	0.513	〃	〃
	〃	41	0.100				〃	〃
	〃	34	1.711	〃	28	1.607	〃	〃
	〃	46	3.412	〃	66	5.327	〃	〃
	道の下	11	3.801	〃	32	0.211	〃	〃
				〃	14の2	0.125	〃	〃
大 坪	17	4.108	大 坪	16	4.619	〃	〃	
六百刈	9	1.616	柳 田	16	2.612	⑮→佐藤 斉	⑭	
上 記 以 外 の 土 地	堰 向	50	0.316	堰 向	55	0.404	今野→⑮→佐藤 斉	⑭
	〃	49	1.920	〃	56	2.201	富樫 弥吉	⑮
	大 坪	24	1.228	大 坪	15	1.518	土井長九郎→⑮	〃
	〃	29	0.717	〃	27	1.023	〃 → 〃	〃
	成 田	14	0.107	堰 向	41	0.111	⑨→⑮	〃
	大 坪	4,13,16	2.110	大 坪	13	2.414	⑭→青山→⑮	⑮
	堰 向	12	2.902	{ 堰 向	43	1.211	③→美作→〃	⑮
	〃	?	〃		44	2.106		
	前 田	17	2.003	〃	52	0.111	⑮	〃
	福升田	24	0.222	福 升 田	24	0.200	③→美作→〃	〃
	成 田	5	1.206	〃	78	1.329	〃→〃→〃	③
	道の下	5	4.200の内	道 の 下	8	1.200	〃→〃→〃	⑥
	〃	1	0.602	大 坪	14	0.502	⑭→青山→〃	⑮
	〃	5	4.200の内	道 の 下	6	1.018	〃→〃→〃	〃
				庭田 横道	3の1	1.012	〃→〃→〃	⑮
				〃 〃	5	3.100	杉原	⑮
				〃 〃	61	4.224	⑮→⑮	⑮
			本楯 前田	4	6.916	⑮	⑮	
			〃 広面	102	0.506	〃	〃	
			〃 泓	77	3.612	〃	〃	
						⑮→?	?	

三年の間は変化なく、大正一三、昭和元年の間に地価金六九円四二銭の増、昭和二年に四三円七五銭、昭和四年に一二円二八銭の増加があり、さらに昭和一〇年には四〇五円六四銭を買い入れている。

しかし他方古くからの所有地宇六百刈九番、堰向五〇番、部落外所有田（大字本橋字泓）など六反七畝を売却した。

この間には土地所有権の売買、あるいは耕地の自作、貸付など一定の選択、またそれをめぐる他農家との関係がはたらいはずである。この間の詳細はまだ明らかにしていないが、土地所有権、耕作権の買い入れを第六表についてみるとおよそ次のようである。

まず新地籍で字堰向四三番など③↓美作（③の分家）↓⑤については、前にも述べたように③の財産＝土地所有分割で美作の所有、これを③が耕作してきたが労働力、経済事情の悪化で小作料滞納があり、⑤がその小作権を購入し（先の「村金」など③の借金の肩代わり）、昭和一〇年に至ってその所有権をも購入したという事情があった——第一表昭和八年⑤の小作地八反中六反の耕作はこれによる——。

ここで新地籍字福升田二四番二畝歩について、うえのように所有、耕作権ともに⑤に移ったとみられるが、なお③農家に貸付けられている点が注目される。この二畝歩は③農家の苗代田

でもあった。

⑦↓青山↓⑤へ所有権の移動した宇大坪一三番（新地籍）ほかについての耕作移動の事情は明らかでない。⑦農家は明治三七、八年には全土地の所有権を売却しており、労働力についても北海道への出稼ぎ、移住などがあって「家」解体的状況に追いこまれ、比較的古い時点で耕作「権」も他の農家へ移っていったと思われる。あるいはその部落外流出があったのかもしれない。

これを⑤農家が所有権を買い取るにあたって耕作権をも引きあげ、一部自作するとともに、当時年雇に入っていた⑤農家へ、年雇労賃との相殺で貸付けていた、ともいう。

このように所有権移動、あるいは耕作権移動は、経済法則の貫くその背景に、農家間部落の社会的諸事情をふまえていた、ということができよう。

ところで昭和一五年⑤農家は五四・五反の田を所有し、うち八・二反を貸付け、四六・三反の自作地と二・二反の小作地との合計四八・五反の耕作を行なっていた、自作地主、より厳密には自、小作地主経営であった。

さきの明治三五年、四〇年の耕作、所有面積からさらに一回りその経営を拡大したわけである。そこには明治期のそれと異質な何かを見いだせるであろうか。

五 さて再び第一表にたちかえって、昭和八年豊原部落農家の土地所有・耕作地保有の状態をみてみよう。

ここでは農家毎の土地所有、耕作面積の総体が示される。この所有、耕作の状態は、明治三五、三八年の耕作面積、四〇年の土地所有とは大きく様相をかえている。

まず土地所有については、⑬、⑭農家によるある程度の集積がみられるが、しかしその主要な動きは依然として所有権の村外流出にあり、無所有、零細所有に転じた農家も数を増している。明治末、大正期を通して、大地主地帯としての様相をより強めていったこの地帯のそれとして当然のことであつたらう。

しかしそれより以上に大きな変化を示したのは耕作耕地の保有、つまり経営耕作面積にみられる各農家の存在形態である。

これをうえの土地所有状態とあわせて類型化してみると、まず第一に、無所有・零細所有の零細耕作の農家、第二に零細・小所有の中・大規模耕作農家、そして第三に貸付地を所有する自作大規模経営の三者があげられよう。

この第三のタイプは、これよりやや小型ではあつたが、すでに明治三〇年代のそこでもみられたところであり、これに対して第一、第二のタイプは、明治末、昭和初年の間に形成された農家類型であり、この三〇年間における農民層「分解」の深度と方向が、これ以前とは大きく異なるものであつたことを示し

ているのではなからうか。

このことはまた次の点にもうかがえる。すなわち明治三〇年代各農家の耕作面積は、前述したようにこれ以前の土地所有規模によって規定されていたことから、その初発において土地所有規模に差異をもった福升、二ツ柳岡村農家の耕作規模には一定の開差があつた。

だが、この昭和八年にはうえにみたように第一、第二タイプの農家が両村に存在している。つまり明治末以降の三〇、四〇年間は、この土地所有に規定されない第二タイプの経営Ⅱ基盤を形成し、他方耕作「権」の用益化、商品化のなかでこれを喪失し、農業年雇など賃労働者化の方向をたどる第一のタイプの農家をも同時に生み出してきたことをそれは示している。こうして両村農家の農民層の展開の方向は等しいものをもつに至つた、と。

たしかにこの方向は、一つの側面として否定することはできない。前項⑥農家の耕作権の買得——なお上來使用してきたカギ括弧つき耕作「権」は、用益権として売買されるに至つた、この昭和期のそれとの区別を意味する——、そして⑭農家の③農家からの小作地の取得、あるいは昭和五年、⑪農家による、⑯農家の財産相続問題処理過程での二反七畝弱の耕作権の五〇〇円での買い入れなど、それを裏付けけるものであつた。

だがこの時期、部落内外を通しての土地所有、耕作権移動のなかで、この耕作権の自由な売買がどの程度の割合を占めるものであったのか、あるいはその体現者であるべき第二タイプの農家の耕作規模拡大がそれによってなされたものなのかどうか、この量的規定性がもう一つ問題とされなければならないまい。

そこで例えば⑩農家の場合はどうか。この農家の明治三〇年代の土地所有、耕作面積は他の農家とやや異なって小自作農的形態をとってはいたが、昭和八年にはさらにこれを発展させて部落最大の耕作面積五〇反、その内訳は自作地八反、小作地四二反の小自作大農経営となった。しかしそうでありながらここですでに約一〇反の貸付地を所有している点が注目される——なお⑫農家、⑬農家も過渡的には地主小自作ないし小自作のこの形態をとっている——。

こうした⑩農家の経営耕作規模の拡大は、先の⑨農家からの耕作権の買い入れによる部分を含みながら、しかしより多くは明治四二年⑭農家の解体と、その分家筋としての耕作「権」の継承によるものであり、⑬農家が保持していた地主菊地徳一郎、橋本酒造弥の差配の地位をも同時にひきついたことに、この家の性格が示されよう。

そして先の⑩農家からの耕作権の取得も、それとして一つの積極面を示しながら、他方同時にこの農家から所有権を買い入

れた二・六反についての耕作「権」は、これの留保を許している。

この点は、一応性格を異にするとした⑨農家の③農家からの先の耕作権の取得過程と、小面積ではあるが苗代田を③農家に留保させ、また⑩農家とは労働力の提供を条件としてではあるが六反余を貸付けるなど、そこには⑩農家の場合と相似た関係をとって結び零細耕作ながら「家」存続に力をかしている。

そしてこれら農家維持の、「ある種の独自の能力」に支えられたその典型が⑩農家の場合ではなかるうか。これについては前項を参照されたい。

このようにみえてみると、自由な耕作権の購入者として現われ、それによって耕作規模の一定の拡大をはかったのは⑥農家の場合のみであり、しかもそれは部落を越えた土地に限られた、ともいえそうである。

これに対して⑩、⑨農家は、さきの二面的な行動によって、⑥農家の上向展開の前に立ちはだかり、それを部落外での耕作権取得におしとどめる役割を果たしたとも。

大正、昭和初期豊原部落の土地所有・耕作耕地の保有、移動の方向と性格は、これ以前のそれとは異質な、耕作権の自立化、利益権化の方向を生み出しながらも、しかしその底流にある、明治三〇年「小作田条約」を否定しざるほどの成長をみせるこ

とはなかった。

この点について、昭和一八年一月二三日「臨時常会」での議事の第六項は「小作田に關スル件」として「小作田移転ノ場合、他村ニ出サザルコト、常会ノ承認ヲ要スルコト」(「自昭和一五年一月二月至昭和三八年四月『日誌』大字豊原部落常会」)として、うへの「小作田条約」とはやや内容をちがえ、社会的背景を異にしたがらも、再び耕作権移動に一定の制約を加えようとしている。ここにも以上の点を確認することができるのではないか。

そしてこれの具体的な現われを、われわれは昭和二二年センサスによる、豊原部落の土地所有・耕作耕地保有に示される改革前農家の構成にみるのできるのではなからうか。